

掛川市告示第 5 号

掛川市指定金融機関等の指定（平成17年掛川市告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 1 月 26 日

掛川市長 松 井 三 郎

2 の表掛川信用金庫大須賀支店の項中 「掛川市横須賀1461番地の 1」 を

「掛川市横須賀1460番地の 1」 に、同表掛川市農業協同組合本所の項中

「掛川市弥生町234番地」 を 「掛川市千羽100番地の 1」 に、

同表掛川市農業協同組合東山口支所の項中 「掛川市伊達方125番地」 を

「掛川市千羽100番地の 1」 に改める。

附 則

この告示は、平成27年 2 月 23 日から施行する。ただし、2 の表掛川信用金庫大須賀支店の項の改正規定は、平成27年 2 月 9 日から施行する。